

○みどり市環境審議会規則

平成21年7月31日

規則第30号

改正 平成23年3月25日規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、みどり市環境基本条例(平成21年みどり市条例第28号。以下「条例」という。)第26条の規定に基づき、みどり市環境審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議し、市長に答申するものとする。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) その他環境の保全等に係る基本的事項に関すること。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第4条 会長が必要と認めたときは、審議会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、審議会から付託された事項を調査審議する。
- 3 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。
- 4 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを決める。
- 5 部会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。
- 6 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(関係者の出席)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、議案に関係する者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、市民部生活環境課において処理する。

(平23規則11・一部改正)

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年8月1日から施行する。

附 則(平成23年3月25日規則第11号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。